

## 入札説明書

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 業務名

粗大ごみ電話受付等業務委託

#### (2) 履行場所

岡山市内

#### (3) 履行準備期間

契約日から令和9年2月28日

#### (4) 業務委託期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

#### (5) 支払条件

- ・初期導入費 システム稼働後払い
- ・維持管理費 システム稼働後月末均等分割払い

(詳細は粗大ごみ電話受付等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり)

#### (6) 入札案件概要

粗大ごみ電話受付等業務一式(詳細は別紙仕様書のとおり)

#### (7) 概算予算額

392,800,000 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

##### 【留意点】

- ・この金額は、税抜き許容価格(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。)を示すものではない。
- ・税抜き許容価格は、概算予算額の範囲内で定める。

#### (8) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5以上の額

#### (9) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の額

#### (10) その他

環境局委託業務の履行確保等に関する調査取扱要領(以下「調査取扱要領」という。)に定める低入札価格調査の対象となる基準価格(税抜き許容価格の75%)を下回った場合には、調査取扱要領に従い調査を行う。

### 2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札者は、入札書及び別紙「粗大ごみ電話受付等業務委託に係る技術提案書作成要領」(以下「技術提案書作成要領」という。)において提出を求める資料(以下「技術提案書」という。)を、以下の要領で2つに分けて提出しなければならない。なお、受付期限はいずれも同様とする。

#### (2) 入札書の提出

- ①入札者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印(押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。)したものを、担当課において交付された指定の封筒(以下「指定封筒」という。)に封入し、岡山大供郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送するこ

ととする。入札説明書及び仕様書等に対する質問回答を確認した後に郵送すること。ただし、岡山大供郵便局に期限内必着のこと。

なお、岡山大供郵便局では配達業務を行っていないため、岡山大供郵便局の窓口に出された郵便は全て岡山中央郵便局へ引き渡され、区分作業ののち翌日以降に配達される。そのため到着期日当日に岡山大供郵便局の窓口へ提出したとしても、岡山大供郵便局への到着期日には間に合わないこととなることに留意すること。

また、郵便局留の郵便物には保管期間があり、郵便局への到着が早すぎると、開札までに入札書が返送されてしまう場合があるので、注意すること。

- ②入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

- ③郵便により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、送付希望先を記入した返信用封筒に必要な切手を貼り担当課まで送付すること。

(3) 技術提案書の提出

技術提案書は、ひとつにまとめて封入し、郵送（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又はセキュリティサービスを付与したゆうパック）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）により提出することとする。入札説明書及び仕様書等に対する質問回答を確認した後に送付すること。

(4) 宛先

- ①入札書 〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所環境事業課宛

- ②技術提案書 (令和8年8月28日まで)  
〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号  
岡山市役所環境事業課宛  
(令和8年8月31日以降)  
〒700-8554 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市役所環境事業課宛

- (5) 提出した入札書及び技術提案書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

- (6) 入札書及び技術提案書提出後の入札辞退は認めない。

3 入札保証金に関する事項

- (1)入札保証金の額は見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額。

- (2) 以下の場合は、入札保証金を免除する。

- ①この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿に登録されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

- ②入札保証保険契約を締結したとき

- (3) 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。

- (4) 入札保証金の納入方法は、担当課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後 3 時までには領収書を担当課へ提出すること（入札保証金に代わる担保の場合は、開札日の前日午後 3 時までには金融機関等の保証を担当課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）。

#### 4 入札方法等に関する事項

- (1) 落札者の決定は、価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定により落札者を決定する入札）により行うものとする。
- (2) 本件の調達に当たり、入札者から提出された入札書及び技術提案書を評価し、参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）の決定等を審議するため、「粗大ごみ電話受付等業務委託総合評価一般競争入札に係る技術評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、別紙「粗大ごみ電話受付業務委託に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）により確認対象者を決定する。
- (3) 落札者決定基準に基づき、技術提案書から算出した技術提案評価点（140 点満点）と入札金額から算出した価格評価点（70 点満点）との合計を総合評価点（210 点満点）とする。詳細は落札者決定基準を参照のこと。
- (4) 入札方法は、本入札説明書記載の方法以外は認めない。
- (5) 入札回数は 1 回とする。
- (6) 入札書及び技術提案書の受付
- ①入札書及び技術提案書の受付締切後、下記「5 入札の無効に関する事項」のいずれかの規定に該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- ②無効とならなかった者に対し、技術提案書の内容に関するヒアリングを実施する。なお、入札が無効になった入札参加者に対しては、無効の理由を付して別途通知し、ヒアリング及び技術提案書の評価並びに開札は行わない。
- (7) ヒアリングの実施
- ①ヒアリングの実施内容の詳細（時期・場所等）については別途通知する（令和 8 年 9 月下旬頃を予定）。なお、ヒアリングへの出席者は、入札参加事業者に所属する者のみとする（共同企業体での参加の場合は、共同企業体の構成員に所属するものは出席可能とする。）ため、所属が確認できる社員証を持参すること。
- ②ヒアリング後に、評価委員会において、技術提案書の内容について、下記「5 入札の無効に関する事項」に関する規定に基づき、入札の無効を確認し、無効と認められない技術提案書について、落札者決定基準に基づき技術提案評価点を算出する。
- (8) 開札
- ①入札書の開札は公告に定めた開札日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者 1 人以上を立ち会わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で 5 人を立ち会わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。
- ②開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- ③開札前に入札参加者がいないときは、入札は中止するものとする。

- ④開札の結果、入札参加者の入札が、下記 7 の参加資格の確認を行うまでもなく、下記「5 入札の無効に関する事項」のいずれかの規定に該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- ⑤上記④により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- ⑥無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が 1 人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 価格評価点の算出
- 開札終了後、有効入札書について、落札者決定基準に基づき、入札金額から価格評価点を算出する。
- (10) 総合評価点の算出
- 有効入札書を提出した入札者ごとに、技術提案評価点に価格評価点を加算し総合評価点を算出する。
- (11) 参加資格確認対象者の決定
- ①上記(8)の⑥により落札者の決定を保留した場合は、以下の方法により、確認対象者を決定するものとする。
- ②総合評価点が高い順に順位を付し、第 1 順位の総合評価点の者を確認対象者とする。
- ③総合評価点の最も高い者が同点で 2 人以上あるときは、以下の方法により確認対象者を決定する。
- ア 入札者それぞれの「技術提案評価点」、「価格評価点」が異なるとき  
「技術提案評価点」が高い者を確認対象者とする。
- イ 入札者それぞれの「技術提案評価点」、「価格評価点」が同じとき  
入札金額が低い者を確認対象者とする。
- ウ 入札者それぞれの「技術提案評価点」、「価格評価点」が同じでかつ「入札金額」も同じとき  
くじ引きにより確認対象者を決定する。
- (12) 確認対象者の決定並びに一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類（「確認申請書等」という。）の提出依頼は、開札終了後、後日通知する。
- (13) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (14) 岡山市は入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (15) 入札に際して、岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号。以下「契約規則」という。）の規定を遵守すること。

## 5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

### (1) 一般事項

- ①明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- ②入札方法に違反して行われた入札
- ③明らかに不正によると認められる入札

### (2) 入札書関係

- ①入札書に記名押印がない入札
- ②入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- ③同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- ④一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- ⑤指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- ⑥入札書が到着期限までに到着していない入札
- ⑦指定封筒記載の業務名又は差出人名と同封された入札書の業務名又は入札者が相違する入札
- ⑧指定封筒に業務名又は差出人名が記載されていない入札
- ⑨1通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札

### (3) 技術提案書関係

- ①同一入札事項について同一人が2つ以上の技術提案書を提出した入札
- ②郵送（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便，又はセキュリティサービスを付したゆうパック）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）以外の方法で技術提案書を提出した入札
- ③技術提案書が受付期限までに到着していない入札
- ④技術提案書在中送付物に差出人名が記載されていない入札
- ⑤提出期限までに技術提案書在中送付物に同封を求める資料の全部又は一部を提出しない者がした入札
- ⑥提出された技術提案書の全部又は一部に記載漏れがあり，適正な評価ができない入札
- ⑦提出された技術提案書に虚偽の記載をした者がした入札
- ⑧提出された技術提案書の内容が不適切（入札公告で示された仕様書等の要件を満足していない等）で，確実な施行が困難と認められる場合その他適正な評価ができない技術提案書を提出した者がした入札
- ⑨提出された技術提案書を評価した結果，評価点が「0点」の評価項目がひとつ以上ある入札

### (4) その他

- ①その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- ②ヒアリングを正当な事由なく欠席した者がした入札

## 6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認等において，次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに確認申請書等を提出しない者
- (3) 市長が指定する方法以外の方法で確認申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 開札後落札者を決定するまでの間に，本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該開札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

## 7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 市長は，確認対象者から確認申請書等が提出されたときは，公告に定める開札日時を基

準として、確認申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。

- (2) 市長は、上記(1)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、総合評価点の順位が第 2 位の者（以下「第 2 順位者」という。）から確認申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 市長は、上記(2)により参加資格の確認を行った結果、第 2 順位者の参加資格がないと認めたときは、総合評価点の順位が第 3 順位の者以降について、順次確認申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(2)(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(1)を準用する。（この場合の確認申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の 3 日後（岡山市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）の午後 5 時 15 分までとする。）
- (5) 市長は、参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 市長は、上記(1)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し確認申請書等の提出を求めることができる。

## 8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記 7 (1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。

ただし、当該入札において、低入札価格調査を実施する場合においては、調査取扱要領による調査を実施し、資格確認者を落札者とするか否かを決定する。

なお、落札者は、市長が必要と認める場合を除き、落札者として決定された日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。

## 9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、確認申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が確認申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

## 10 契約保証金に関する事項

- (1) 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の 100 分の 10 以上の額とする。
- (2) 契約保証金の保証の方法は次の①～③のいずれかによること。提出書類は契約書の作成期日の午後 3 時まで提出すること。

| 保 証 の 方 法                                    | 提出していただく書類           |
|----------------------------------------------|----------------------|
| ①契約保証金の納付（納付書は担当課で作成。必ずあらかじめ担当課に連絡すること）      | 契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し |
| ②債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証 | 当該保証に係る保証書           |

| 保 証 の 方 法                                      | 提出していただく書類    |
|------------------------------------------------|---------------|
| ③債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結 | 当該履行保証保険に係る証券 |

- (3) 契約保証の期間は次に掲げる期間で分割することができるものとし、契約保証の期間を分割した場合には、前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供しなければならない。この場合の契約保証金の額は、契約金額から既済部分を控除して得た額の100分の10以上とすることができるものとする。

第1期間 契約日から令和11年3月31日（保証対象は契約金額全額）

第2期間 令和11年4月1日から令和14年2月29日まで

## 1.1 契約内容の担保

- (1) 契約に当たり、落札者が提案書等において提案した内容については、本市の判断で仕様書の一部とすることができる。
- (2) 前項の規定により仕様書の一部となった提案内容と実際の内容とに著しい差異があるときには、岡山市は、落札者負担による追加開発、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約解除等の措置を行うことができるものとする。

## 1.2 その他

- (1) 一方の会社の代表者が、他方の会社の代表者を現に兼ねている場合は、兼ねている会社のうち1社のみが参加できる。
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に定める有限責任事業組合その他これらに類する組合（以下「組合」という。）と、当該組合の組合員又は当該組合の組合員が加入する他の組合は、同一の競争入札に参加することができないものとする。
- (3) この入札の結果は、落札者の決定後、岡山市契約情報公表基準第7条第3項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- ①各入札参加者の価格評価点
- ②各入札参加者の技術提案評価点
- ③各入札参加者の総合評価点
- (4) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (5) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託等一般競争入札実施要綱に定めるところによる。
- (6) この契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

環境事業課

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号 分庁舎6階（令和8年8月28日まで）

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目1番1号 新庁舎12階（令和8年8月31日から）

電話 086-803-1297

ホームページアドレス

([https://www.city.okayama.jp/soshiki/14-2-6-0-0\\_19.html](https://www.city.okayama.jp/soshiki/14-2-6-0-0_19.html))